

## 議案第37号

### 和解に関する件

次のとおり訴訟外の和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月10日提出

摂津市長 森 山 一 正

#### 1 和解の相手方

摂津市三島三丁目5番36号

学校法人浪工学園

理事長 阿部 賞久

#### 2 事件の内容

相手方の運営する星翔高等学校の敷地内に存在する法定外公共物（旧里道及び旧水路敷）（摂津市三島三丁目29番3ほか7筆、1, 179.79平方メートル。以下「本件土地」という。）に関する取得時効の援用

#### 3 和解の内容

本市は、相手方に対し、本件土地について、相手方の時効取得を登記原因とする所有権移転登記手続に協力する。

#### 4 和解する理由

本件土地は、里道及び水路の機能が周囲に付替整備された道路や水路により既に機能補償されており、これまで本件土地を占有されていたことによる損害や被害もなく、改めて所有権を主張しなければならない事由も存在しないことから、相手方の取得時効の援用に対して訴訟をせずに和解しようとするものである。

なお、相手方は、本市に対し、相手方が所有し、本市が現に占有し及び管理している土地（公共用地）について、当該土地の寄附に協力するとしている。